

砥部浄化センター水処理施設の故障に伴う対応について

1【要旨】

- 下水処理場である砥部浄化センター内の散気装置が故障。
- 正常な水処理ができず、下水道法上の計画放流水質基準を超える処理水を排出。
- 当該施設の処理方式は高度処理方式を採用しており、一般的な処理方式（標準活性汚泥法）より放流水質基準が高い。
- 国が定める水質汚濁防止法上の排水基準は超過していない。
- 現時点では河川への影響はないと考えている。

2【内容】

「故障状況」

9月14日（日）8：00頃

- センター内においてDO計（溶存酸素量計測計）の値の低下を確認。
- 水処理施設内を確認すると、硝化槽4槽のうち第2、3槽から通常と異なる大きな泡を確認。
- バルブ調整を実施も、DO値は回復せず。
- 維持管理業者において対策を開始。

9月18日（木）

残る硝化槽（第1、4）も同様の症状が発現。

9月29日（月）

修繕業者を選定し、対策工事に向けて設計を開始。

センター内では毎日、自動測定装置により水質を管理。（測定値：BOD、COD、窒素（T-N）、りん（T-P））すべての値が上昇するも、下水道法上の計画放流水質は基準の範囲内で推移しており、水質を維持。

「対応状況」

10月2日（木）17：00頃

- センターの水質検査を実施している業者から、水質基準の超過について連絡。

〈連絡要旨〉

- BOD、窒素（T-N）の数値が、下水道法の計画放流水質を超過していることが判明。

9月22日（水）採水した測定結果

測定値：BOD 23mg/L、T-N 21mg/L（基準値：BOD 10mg/L、T-N 20mg/L）

- 連絡を受け、各機関へ事故発生第1報を伝達。（国土交通省松山河川国道事務所、愛媛県河川課、中予地方局）
- 処理水の対処に関して協議し、対処に向けた準備を開始。

10月3日（金）午前

- 放流水質の水質検査を緊急に実施するため、委託業者により採水を実施。
- 関係機関との協議を踏まえ、消火水栓から放流水槽に注水し、希釈。
- 河川への影響を抑えるための措置を実施。

「今後の対応」

10月4日（土）故障個所の対策工事を実施。

「問い合わせ対応」

10月4日（土） 9：00～17：00

【問い合わせ先】

上下水道課 下水道管理係 電話：089-962-6363 メール：075jogesuido@town.tobe.ehime.jp